

労基みえ

第201号 令和5年10月1日発行

発行人 一般社団法人三重労働基準協会連合会
津市東丸之内33-1 津フェニックスビル7階

TEL (059) 227-1051
FAX (059) 227-1739

URL <https://www.mierouki.or.jp>
E-mail:roukimie@mierouki.or.jp



ススキ (四日市市)

三重県最低賃金が改定されました。

令和5年

10月1日から

〈時間額〉

973円



令和5年度 全国労働衛生週間を迎えて



三重労働局長

金尾文敬

一般社団法人三重労働基準協会連合会及び各地区労働基準協会の皆様方には、日頃から労働行政の推進に、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年も全国労働衛生週間（10月1日から7日まで）が9月を準備期間として実施されます。この全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、今年で第74回を迎えますが、この間、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

三重県内の労働衛生を取り巻く状況を見ると、労働者の作業行動に起因する腰痛が職業性疾病の6割を占め、就業人口の高齢化に伴い60歳以上の高年齢労働者が占める割合は増加傾向にあります。

三重県で働く労働者の年間総実労働時間は、中長期的には減少傾向にあるものの、長時間労働による健康障害の発生は後を絶たず、昨年度も、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患により2件労災認定されています。

また、何らかのメンタルヘルス対策に取り組ん

でいる事業場の割合は、労働者50人以上の事業場では9割を超えているものの、労働者50人未満の事業場では6割にとどまり、昨年度は、業務上によるメンタルヘルス疾患により9件労災認定されています。

さらに、化学物質による疾病が、業種を問わず発生しています。

このような状況を踏まえ、三重労働局では令和5年度から「三重労働局第14次労働災害防止計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）」において、「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「業種別の労働災害防止対策」、「災害別の労働災害防止対策」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」の重点を定め、労働災害防止対策を進めています。

本年度の全国労働衛生週間は、

「目指そうよ二刀流 ところとからだの健康職場」

をスローガンとして展開します。働く上で基本となる健康の確保について、「ところ」と「からだ」の両面から対策を進めることで、誰もが心身ともに健康で安心して働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。

会員の皆様方におかれましては、本週間を契機として、経営トップの強い決意のもと、労使協力により自主的な労働衛生活動を一層推進していただきますようお願い申し上げます。

令和5年度(第74回) 全国労働衛生週間



《本年度のスローガン》「目指そうよ二刀流 ころもとからだの健康職場」

三重県内の労働衛生を取り巻く状況をみると、労働者の作業行動に起因する腰痛が職業性疾病の6割を占め、就業人口の高齢化に伴い60歳以上の高年齢労働者が占める割合は増加傾向にあります。

三重県で働く労働者の年間総実労働時間は、中長期的には減少傾向にあるものの、長時間労働による健康障害の発生は後を絶たず、昨年度も、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患により2件労災認定されています。

また、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、労働者50人以上の事業場では9割を超えているものの、労働者50人未満の事業場では6割にとどまり、昨年度は、業務上によるメンタルヘルス疾患により9件労災認定されています。

さらに、産業界では何万種類もの化学物質が使用され、これら化学物質による疾病が、業種を問わず発生しています。

労使協力により自主的な労働衛生活動を展開し、すべての働く人々が心身ともに健康で安心して働き続けることができる職場環境をつくりましょう。

《労働衛生の重点事項》

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

～労働衛生に関するお知らせ～

◆化学物質規制の仕組みが変わります

規制対象物質が拡大されるとともに、リスクアセスメント実施を義務化とし、リスク評価に基づき「自立的な管理」によるばく露低減措置などが必要となります

※「[三重労働局労働衛生特設ページ](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/roudouisei.html)」に各分野の解説や関連リーフレット、三重労働局長メッセージ等を掲載しています。

URL:<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/roudouisei.html>

アクセス



三重県内の労働災害発生状況

(令和 5 年 8 月末速報値)

	死亡者数			休業4日以上死傷者数			
	令和4年	令和5年	対前年比	令和4年	令和5年	対前年比	
	8月末		人	8月末		人	%
全産業	3	8	+5	1,280	1,306	+26	+2.0
製造業	1	1	±0	327	351	+24	+7.3
鉱業				2	4	+2	+100
建設業	1	2	+1	158	160	+2	+1.3
運輸業		1	+1	173	177	+4	+2.3
林業		1	+1	13	13	±0	0
小売業		1	+1	173	162	-11	-6.4
社会福祉施設				110	97	-13	-11.9
その他の産業	1	2	+1	324	324	±0	0

製造業 内訳	死亡者数			休業4日以上死傷者数			
	令和4年	令和5年	対前年比	令和4年	令和5年	対前年比	
	8月末		人	8月末		人	%
食料品		1	+1	75	86	+11	+14.6
木材・木製品				12	14	+2	+16.6
化学工業	1		-1	30	25	-5	-16.7
窯業土石製品				10	31	+21	+210
金属製品				52	52	±0	0
一般機械				36	31	-5	-13.9
電気機械器具				21	19	-2	-9.6
輸送用機械				29	37	+8	+27.5
その他の製造業				62	56	-6	-9.7

資料出所：三重労働局「死亡災害速報」及び「労働者死傷病報告」（新型コロナウイルス感染症を除く）

毎年11月は「**過労死等防止啓発月間**」です
同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

三重会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、
過労死等の現状と課題、防止対策について考えます。

日程
2023年
11月13日(月)
13:30~15:45 (受付13:00~)

参加無料
(事前申込)

基調講演
「職場におけるメンタルヘルス対策
～企業の好事例からポイントを押さえ実践につなげる～」

一般社団法人日本産業カウンセラー協会
こころの耳職安事務局長 事務局長
石見 忠士 氏

会場
四日市商工会議所 1F 会議所ホールI・II
(三重県四日市市諏訪町2-5)

▼ 特設ホームページはこちら▼
過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

主催：厚生労働省
後援：三重県
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

二次元バーコードを
読み込んで下さい。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。

三重労働局の取組内容

1 ベストプラクティス企業との意見交換

三重労働局長が長時間労働の削減など過重労働解消に向けて積極的に取り組んでいる企業（ベストプラクティス企業）及びその取引先（発注者）と意見交換を行います。

2 全国一斉の無料電話相談

令和5年11月3日(金)、「過重労働解消相談ダイヤル」（フリーダイヤル：0120-794-713）を開設するとともに11月1日～7日を「過重労働相談受付集中期間」とし相談に対応します。

3 取組要請、周知・啓発

長時間労働削減に向け、労働組合や使用者団体に対し、取組を要請するとともに、使用者団体には「しわ寄せ」防止の働きかけも行います。

また、リーフレットの作成、ホームページの活用等により、過労死等防止啓発の趣旨やキャンペーンの内容を広く周知・啓発します。

4 重点監督の実施

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場など過重労働が懸念される事業場に対し、重点監督を実施します。

5 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

8月31日から開始

※申請期限：2024（令和6）年1月31日

（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金
引き上げの計画設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など計画の承認
と実施設備投資等の費用
の一部を助成

お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

検索



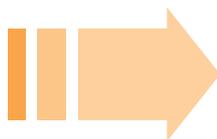
三重労働局 雇用環境・均等室 電話番号：059-226-2110

三重県最低賃金が改定されます。

時間額

933円

40円UP

令和5年10月1日から
時間額

973円



必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も。

ウェブでチェック！

最低賃金制度

検索

お問い合わせは三重労働局労働基準部賃金室

TEL 059-226-2108へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

新しい働き方・休み方を実践するために

年次有給休暇を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

1) 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式の導入例

例えば、毎週金曜日に年次有給休暇の計画的付与を活用すると？

年次有給休暇を土日と組み合わせると、連続休暇になります。また、 点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も考えられます。



2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者



例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者



©前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

それぞれの方式に関する労使協定や就業規則などの例は『年次有給休暇取得促進特設サイト』をご確認ください ▶



年休取得促進特設サイト

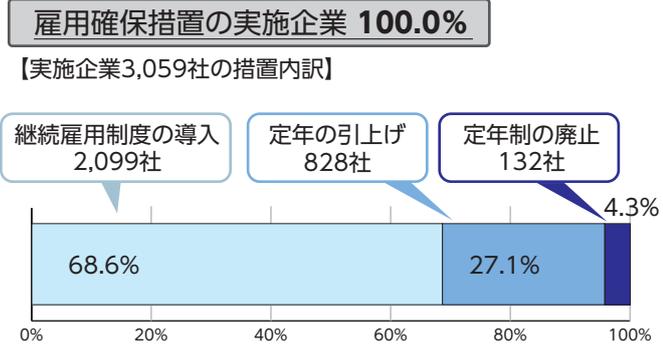
令和4年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果の概要

〔集計対象〕三重県内の常時雇用する労働者が21人以上の企業3,059社（大企業(301人以上規模):152社、中小企業(21～300人規模): 2,907社）

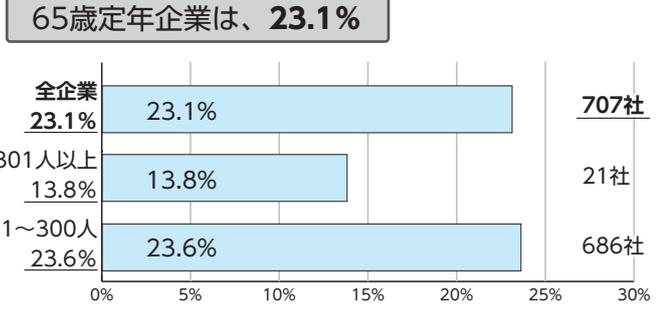
1 65歳までの「高年齢者雇用確保措置※」を実施済みの企業の状況

※高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づく、①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入の3つの措置をいう。

(1) 高年齢者雇用確保措置の実施状況

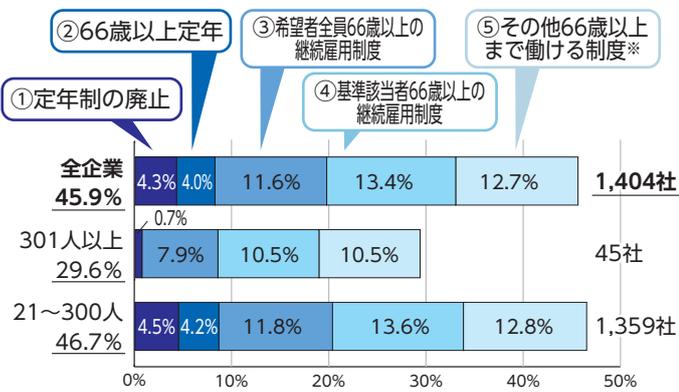


(2) 65歳定年企業の状況



2 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

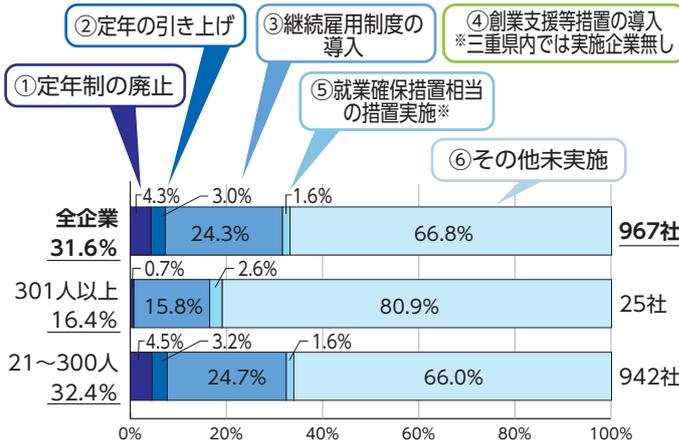
66歳以上まで働ける制度のある企業は、**45.9%**
大企業29.6%、中小企業46.7%



※「⑤その他66歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。
※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、一部合計が一致しない箇所がある。

3 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

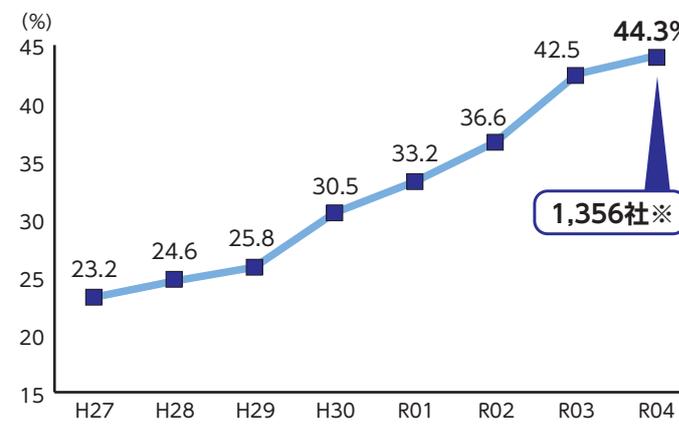
70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済み※の企業は、**31.6%**大企業16.4%、中小企業32.4%



※「70歳までの就業確保措置実施済み」とは、法令の定めに基づいた適正な手続きを経て、定年制の廃止、定年の引上げ、継続雇用制度もしくは創業支援等措置の導入のいずれかの措置を講ずることにより、70歳までの就業機会の確保を実施している場合を指す。なお、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の年齢は70歳未満だが創業支援等措置の年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。
※「就業確保措置相当の措置実施」とは、「70歳までの就業確保措置実施済み」と同様の措置を70歳未満の年齢まで導入している場合を指す。
※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、一部合計が一致しない箇所がある。

4 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況

70歳以上まで働ける制度のある企業は、**44.3%**



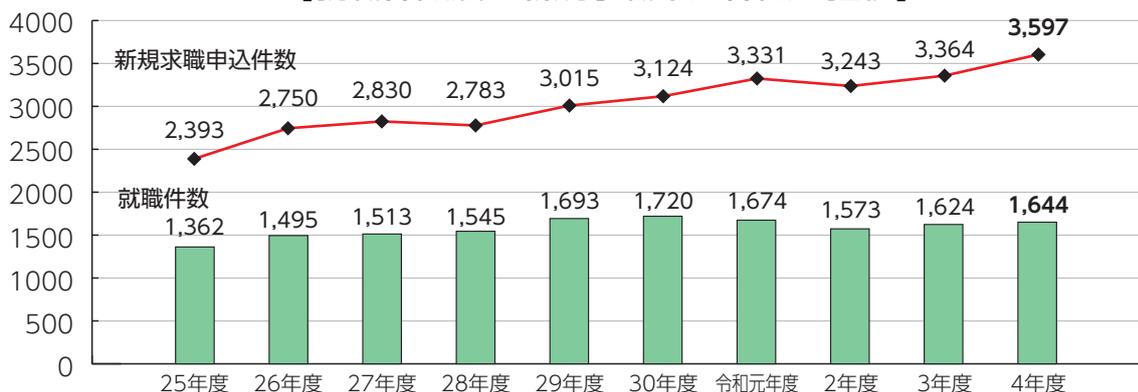
※令和2年度までは31人以上の企業を集計対象としていたが、令和3年度より21人以上の企業を集計対象としている。

障害者の職業紹介状況

三重労働局は、令和 4 年度のハローワークを通じた障害者の職業紹介状況を取りまとめました。

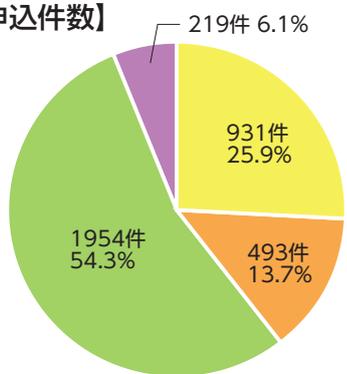
- 新規求職申込件数は、3,597 件（対前年度比 6.9%増加）で、コロナ禍以前の水準を上回った。
- 就職件数は、1,644 件（対前年度比 1.2%増加）で、新規求職申込件数の伸びをやや下回り、コロナ禍以前の令和元年度（1,674 件）と比べると 1.8%の減となった。主に精神障害者の求職活動の活発化により新規求職申込件数、就職件数が増加している。
- 産業別の就職件数は、多い順に、「医療・福祉」（616 件、構成比 37.5%）、「製造業」（248 件、同 15.1%）、「サービス業」（197 件、同 12.0%）、「卸売業・小売業」（144 件、同 8.8%）などとなった。

【就職件数及び新規求職申込件数の推移】

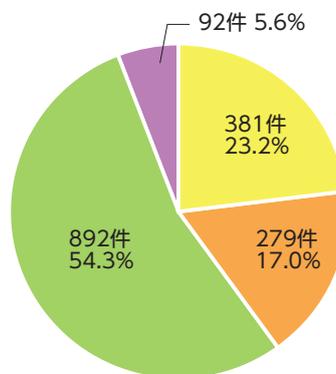


○就職件数等における障害種別の割合（令和 4 年度）

【新規求職申込件数】

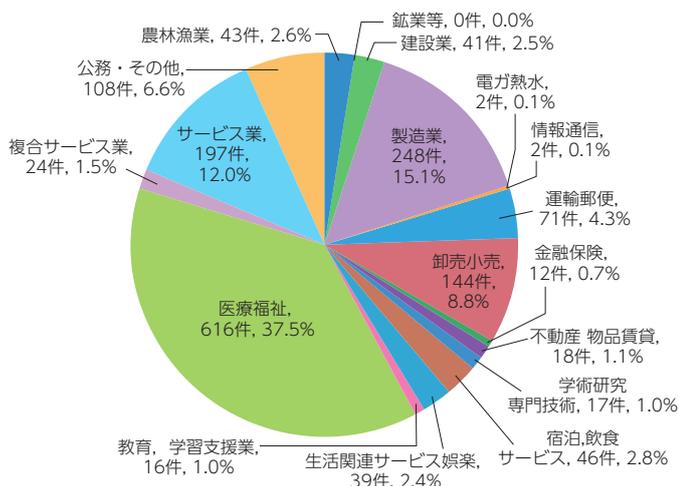


【就職件数】

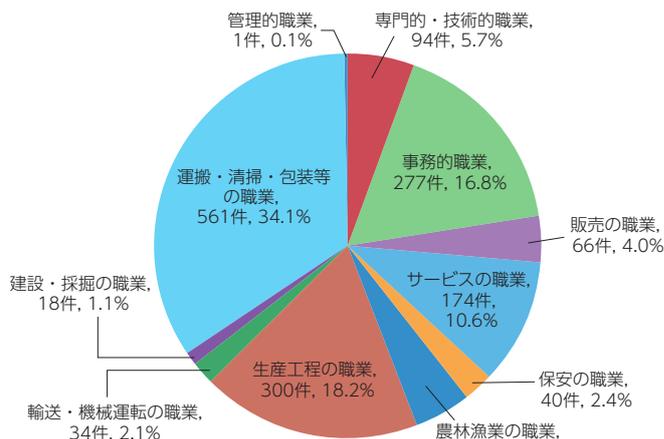


○産業別・職業別の就職状況（令和 4 年度）

【産業別の就職状況】



【職業別の就職状況】



11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

事業主の皆様へ 労働保険の成立手続はおすすめですか

厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」として全国で集中的に取り組む、三重労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して、労働保険未手続事業場を戸別訪問する等により、手続勧奨を行っています。

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」の総称）は政府が管理し、運営する強制保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働保険

労災保険(労働者災害補償保険)とは

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行います。

また、労働者の社会復帰促進など、福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは

労働者が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行います。

また、労働者の能力の開発や向上等労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

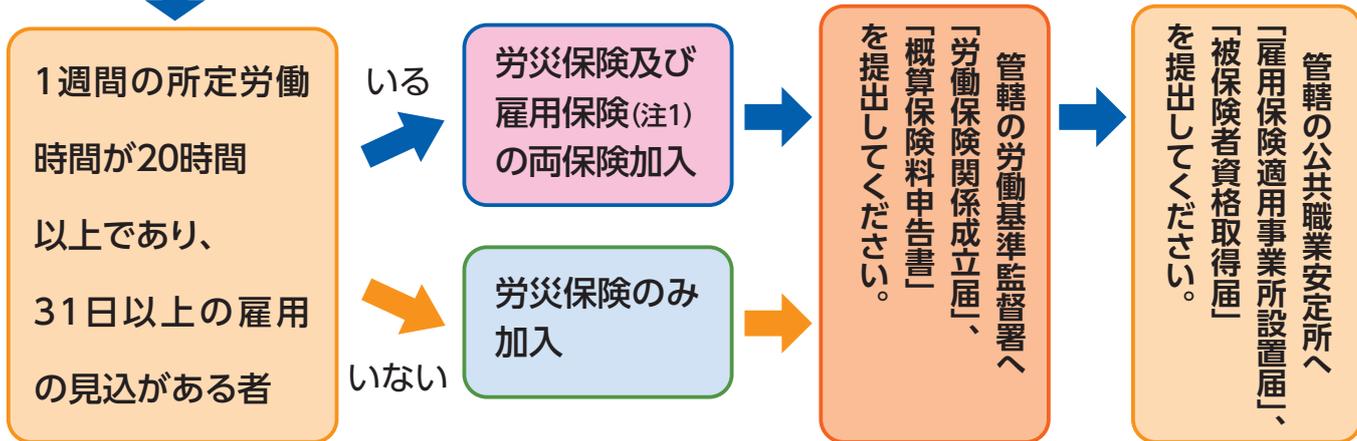
労働者を雇用していますか？

している

していない

労働保険の成立手続が必要です

労働保険の成立手続の必要はありません
今後、労働者を雇用した場合は、労働保険の手続が必要です。



(注1) 雇用保険の被保険者とならない場合もあります。
※建設業の現場労災保険については、適用要件が異なります。

労働保険の成立手続を怠っていると？

1. 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します
2. 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します
3. 事業主の方のための助成金が受けられません

お問合せ先 三重労働局総務部労働保険徴収室 電話：059-226-2100
又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。



労働安全衛生関係法令改正のご案内

足場からの墜落災害防止措置が強化されます

- 【改正内容】①一側足場の使用範囲の明確化（幅 1 メートル以上の場合は、原則「本足場」を設置）
②足場点検時の点検者の指名
③足場組立て後等の点検者氏名の記録・保存

【施行日】令和 5 年 10 月 1 日（一部規定は令和 6 年 4 月 1 日）

くわしくは → <https://www.mhlw.go.jp/content/001108426.pdf>



トラックでの荷役作業における安全対策が強化されます

- 【改正内容】①昇降設備・保護帽（ヘルメット）の着用が必要な貨物自動車の範囲拡大（最大積載量 5 トン以上 → 2 トン以上）
②テールゲートリフターを使用した荷の積み卸し作業時の特別教育の義務化
③運転席から離脱時の措置の一部改正

【施行日】令和 5 年 10 月 1 日（特別教育は、令和 6 年 2 月 1 日）

くわしくは → <https://www.mhlw.go.jp/content/001108427.pdf>



くらし、
はたらき、
ともに
ススメ！

2024 年 4 月から
建設業、
トラック・バス・
タクシードライバー、
医師の、
時間外労働の
上限規制が
適用されます。

働き方改革
コンダクター
小芝風花

建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の働き方改革って？

建設業で働く方、トラック・バス・タクシードライバーは、インフラを守り、物流・生活交通を支えるために、私たちの暮らしになくてはならない存在です。

その一方で、他の業種に比べ残業が多い実態があることから、働き方改革が急務となっています。

そのため、建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師についても、働く方の健康を守るため、2024年4月から「時間外上限規制」が適用されます。

詳しくは特設サイト

はたらきかたススメ

検索

労働者・雇用主の皆さまへ

賃金のデジタル払いが可能になります!

労働基準法では、賃金は現金払いが原則ですが、労働者が同意した場合、銀行口座などへの賃金の振り込みが認められてきました。キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化のニーズに対応するため、労働者が同意した場合には、一部の資金移動業者※の口座への賃金支払いも認められることになります。

※厚生労働大臣が指定した資金移動業者(●●Payなど)のみです。
指定された資金移動業者一覧は指定後に厚生労働省ウェブサイトに掲載する予定です。



← 厚生労働省ウェブサイト

今後の流れ

2023年4月～	資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請、厚生労働省で審査(数か月かかる見込み)
大臣指定後～	各事業場で労使協定を締結
労使協定締結後～	個々の労働者に説明し、労働者が同意した場合には賃金のデジタル払い開始

希望する労働者

- ・賃金の全額を指定資金移動業者口座で受け取る
- ・賃金の一部を指定資金移動業者口座で受け取り、残りは今までどおりの方法で受け取る

希望しない労働者

- ・今までどおりの方法で賃金を受け取る

■注意事項!

- ◎労働者本人の同意がない場合や賃金のデジタル払いを強制した場合には雇用主は労働基準法違反となり罰則の対象となります。
- 現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払いは認められません。
- 賃金のデジタル払いは、賃金の支払・受取方法の選択肢の1つです。
- 口座の上限額は100万円以下に設定されています。
- 口座残高の現金化も可能で、少なくとも毎月1回は労働者の手数料負担なく口座からの払い出しができます。
- 口座残高の払い出し期限は少なくとも10年間です。

お問い合わせは三重労働局労働基準部監督課 (TEL 059-226-2106) へ

連合会活動日誌

(令和5年6月
～9月)

- ◆ 6月22日 日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部の定期総会に出席
令和5年度定期総会が開催され、専務理事が出席しました。
- ◆ 7月5日 「死亡災害撲滅・アンダー2,000みえ推進大会」共催
三重労働局主催のもと、労働災害の増加に歯止めをかけ、死亡災害の撲滅・死傷者数2,000人未満を目指す推進運動を展開しており、その一環として、各労働災害防止団体と共に共催。安全衛生の取組に先駆的な事業場の事例発表、安全衛生の専門家による講演などが行われました。
- ◆ 8月4日 都道府県労働基準協会等中部ブロック会議に出席
名古屋市熱田区において開催された「令和5年度都道府県労働基準協会等中部ブロック会議」に参加しました。
- ◆ 8月21日 地区労働基準協会との業務連絡会議を開催
地区労働基準協会との業務連絡会議を開催し、共催事業である三重県産業安全衛生大会など連合会事業について説明す

るとともに、ご意見をいただきました。また、今後需要が増える「化学物質管理者講習」「保護具着用管理責任者研修」などの方針等について、対応を協議しました。

◆ 8月22日 安全衛生部会を開催

本年度第1回安全衛生部会を開催しました。三重労働局労働基準部健康安全課長の講話のほか、連合会事業の進捗状況、三重県産業安全衛生大会および同大会における連合会長表彰候補等についてご意見をいただきました。

◆ 8月22日～9月5日 免許試験受験申請書を受け付け

本年10月21日・22日の労働安全衛生法に基づく免許試験(三重地区出張特別試験)に関する受験申請書の郵送受付を実施しました。

◆ 8月23日 労働災害防止等関係団体会議に出席

三重労働局が主催し県内災防団体等をメンバーとする労働災害防止等関係団体会議に専務理事、事務局長が出席するとともに、終了後、三重県産業安全衛生大会について共催団体間の打合せを行いました。

◆ 9月27日～29日 名古屋で第8回全国産業安全衛生大会開催

中災防主催の全国産業安全衛生大会が名古屋市で開催され、県内事業場からも沢山参加されました。

連合会からのお知らせ

令和6年1月10日(水)に開催します

13:30~ 安全祈願祭 場所: 伊勢神宮 内宮神楽殿

14:30~ 新春賀詞交換会 場所: 伊勢神宮 内宮饗膳所

安全祈願祭の参加募集は、各地区の労働基準協会を通じ11月に開始する予定です。
新春賀詞交換会については、参加者を限定して開催します。参加募集は致しません。

津フェニックスビル6階の講習会場のご案内



〒514-0028
津市東丸之内33番1号

(近鉄津新町駅から徒歩約23分。近鉄津駅東口から三重交通バス停「三重会館前」で降り、徒歩約10分。車で越しの際は、自己負担にて周辺駐車場をご利用ください。)

講習会(養成講習、特別教育、研修等)予定

種 別	実施月日	会 場	受講費用
安全衛生推進者養成講習	11月21日~22日	津フェニックスビル6階講習会場	13,080円
衛生推進者養成講習	10月31日	津フェニックスビル6階講習会場	8,900円
安全管理者選任時研修	1月23日~24日	津フェニックスビル6階講習会場	11,650円
産業用ロボット教示等業務 特 別 教 育	11月7日~8日	ホンダアクティブランド(鈴鹿)	11,980円
産業用ロボット検査等業務 特 別 教 育	1月17日 18・19日	NDSソリューション(四日市)	23,530円
フルハーネス型墜落制止用器具 特 別 教 育	10月17日	鈴鹿地域職業訓練センター	12,640円
化学物質管理者講習(製造)	12月5日~6日	津フェニックスビル6階講習会場	27,380円
マスクフィットテスト実施者 養 成 研 修	11月15日	柿安シティホール	20,900円
マスクフィットテスト実施者 養 成 研 修	12月19日	津フェニックスビル6階講習会場	20,900円
第1種衛生管理者 免 許 試 験 受 験 準 備 講 習	11月29日~ 12月1日	津フェニックスビル6階講習会場	19,240円

- 原則として、講習予定日の2か月前の月の初営業日から、当連合会のホームページに募集案内、申込書等をアップ(ダウンロード可能)し、申込みを受け付けます。なお、募集開始以降は、ご要望によりFAXによる案内・申込書の送付もいたします。
- 申込みについては、当連合会ホームページからインターネットやFAXによりお申し込みください。
一部の講習会の募集について、受付開始後すぐに満席により受付終了する場合があります。
〈FAX申込の方〉
入金前に電話にて受付状況を確認願います。受付開始直後は回線が混み合います。送信完了後、しばらく経ってからご連絡ください。
〈Web申込の方〉
自動送信の「講習申込仮予約確認」メール受信を確認のうえ、入金ください。
※受付前及び満席後の入金は返金対応となりますのでご注意ください。受付できない場合は、当連合会より順次ご連絡いたします。
- 受講費用は消費税・テキスト代を含んでいますが、消費税・テキスト代が変更された場合には改定することがありますのでご了承ください。
- 県内の各地区労働基準協会の会員事業場と一般事業場(非会員)で一部の受講料が異なります。また、会員事業場は、テキスト代を補助しています。上記受講料は会員事業場向けとなっています。一般事業場(非会員)は、連合会のホームページで受講費用をご確認ください。

令和5年10月～令和6年1月の講習会(技能講習)予定

当連合会ホームページから「インターネット申込」が便利です。

種 別	実施月日	会 場	受講費用
はい作業主任者技能講習	1月15日～16日	津フェニックスビル6階講習会場	11,595円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	10月12日～13日	近鉄百貨店四日市店	12,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	11月1日～2日	津フェニックスビル6階講習会場	12,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	11月21日～22日	近鉄百貨店四日市店	12,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	12月14日～15日	近鉄百貨店四日市店	12,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	1月11日～12日	津フェニックスビル6階講習会場	12,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	1月30日～31日	近鉄百貨店四日市店	12,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	10月10日～11日	近鉄百貨店四日市店	12,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	10月26日～27日	津フェニックスビル6階講習会場	12,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	11月27日～28日	鈴鹿地域職業訓練センター	12,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	12月12日～13日	近鉄百貨店四日市店	12,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	1月25日～26日	津フェニックスビル6階講習会場	12,530円
石綿作業主任者技能講習	12月7日～8日	鈴鹿地域職業訓練センター	11,980円
石綿作業主任者技能講習	1月23日～24日	近鉄百貨店四日市店	11,980円
建築物石綿含有建材調査者	10月24日～25日	津フェニックスビル6階講習会場	48,280円
建築物石綿含有建材調査者	11月13日～14日	津フェニックスビル6階講習会場	48,280円
建築物石綿含有建材調査者	1月30日～31日	津フェニックスビル6階講習会場	48,280円
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	10月18日～20日	北勢自動車協会(四日市)	15,610円
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	11月15日～17日	北勢自動車協会(四日市)	15,610円
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	12月20日～22日	北勢自動車協会(四日市)	15,610円
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	1月17日～19日	北勢自動車協会(四日市)	15,610円
ガス溶接技能講習	10月7日～8日	ポリテクセンター三重(四日市)	13,750円
ガス溶接技能講習	10月27日～28日	トラック協会尾鷲研修センター 伊藤工作所(尾鷲)	13,750円
ガス溶接技能講習	11月24日～25日	伊賀市ゆめぼりすセンター 鈴鹿地域職業訓練センター	13,750円
ガス溶接技能講習	12月16日～17日	三重県人材開発センター(津)	13,750円
ガス溶接技能講習	1月26日～27日	ポリテクセンター三重(四日市)	13,750円
高所作業車運転技能講習	11月7日～8日 9日・10日	津フェニックスビル 中部電力中勢配電訓練所(美里)	免除なし 44,000円 1号免除 37,510円 2号免除 39,600円

養成講習、特別教育等については前頁に記載。